

コンプライアンスの保持にご協力ください

近畿地方整備局では職員に対し「近畿地方整備局発注者綱紀保持規程」に基づき、発注事務に係る綱紀の保持に努めるよう徹底を図っています。

関係業界団体の皆様方におかれましては、近畿地方整備局における発注者綱紀保持の取組について、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

また、万一、近畿地方整備局職員より、金品の贈与、供応接待、その他の不適切な要求を受けた場合は、直ちに下記の近畿地方整備局綱紀保持担当者宛にご連絡頂きますようお願いいたします。

【具体的な発注者綱紀保持の取組】

- ① 事業者の皆様と応接するときは、原則として受付カウンター等オープンな場所で複数の職員で対応することを基本にしています。
- ② 発注事務に関する情報の取扱上の観点から、事業者の皆様の執務室への自由な入室はご遠慮頂いております。
お名刺は備え付けの「名刺受」にお願いします。
- ③ 発注事務に関して、職員が不当な働きかけを受けたときは、報告、記録、公表することとしますので予めご理解ください。



※詳しくは、近畿地方整備局ホームページ内の「発注・入札情報（近畿地方整備局発注者綱紀保持規程等）」をご覧ください。

<問い合わせ先>

国土交通省 近畿地方整備局

大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎
神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎

TEL 06-6942-1141 (担当：適正業務管理官)

TEL 078-391-7571 (担当：港政調整官)